

広島県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市大畑町六一一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）